

序章 はじめに

1. 計画の目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、各市町村の都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画です。都市公園や公共・民間施設の緑地、法の指定による保全地区等も含め、地域全体の緑の将来像を描き、その実現のための取組を示すものです。

2. 計画策定の背景

島田市では、「島田市都市計画マスタープラン」において、「大井川がつなぐ、コンパクトなまち'S ~連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり~」を都市の将来像として設定し、人口減少・超高齢社会が進行する中において、持続可能な都市づくりを推進しています。

また、平成29年に都市緑地法が改正されました。主な改正内容として、緑地の定義に農地が含まれることが明記され、本計画において農地を位置づけることが可能になりました。これにより、茶園を特徴とする本市の強みを活かした計画づくりができるようになりました。同年、都市公園法も改正され、Park-PFI制度が創設され、公園管理の新たな可能性が見出されました。

こうした背景を踏まえ、これまでの緑に関する施策の実施状況を検証し、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえ、緑に関連する法改正による新しい制度への対応、社会情勢や市民ニーズの変化への対応を図りながら「島田市緑の基本計画」を策定します。